

# 大洗町公共交通事業者等支援金のご案内

## 1 制度概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、依然として収益低迷等の厳しい経営環境にある町内の公共交通事業者等に対して支援金を交付することにより、安定的な公共交通等の運行継続を図ります。

## 2 支援対象者

次の要件に該当する事業者が支援の対象となります。

### 【共通】

- ・令和3年3月から同年9月までの各月の運賃収入額が、前年及び前々年同月の運賃収入額と比較して7割以下となる月があること。

### 【鉄道事業者】

- ・町内に事業所を有していること。
- ・鉄道事業法第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を営んでいること。

### 【路線バス事業者】

- ・町内に運行区域を有していること。
- ・道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（高速バス路線に係るものを除く。）を営んでいること。

### 【タクシー事業者】

- ・町内に事業所及び営業区域を有していること。
- ・道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営んでいること。
- ・申請日時点において、事業を継続していること。

### 【運転代行業者】

- ・町内に事業所を有していること。
- ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（代用法）第2条第2項に規定する自動車運転代行事業を営んでいること。
- ・申請日時点において、事業を継続していること。

## 3 支援額

鉄道事業者	路線バス事業者	タクシー事業者	運転代行業者
1事業者当たり 1,000,000円	1事業者当たり 300,000円	※車両1台当たり 50,000円	※車両1台当たり 30,000円

※令和3年9月30日時点における当該事業所に配置する一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両及び自動車運転代行業に用いる車両

## 4 申請手続き

### (1) 申請期限

令和3年12月20日（月）まで（当日消印有効）

### (2) 申請書類

- ・大洗町公共交通事業者等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・宣誓書兼同意書（様式第2号）
- ・運賃収入額が前年及び前々年同月比7割以下となることが確認できる書類
- ・一般乗用旅客自動車運送業の許可書の写し（両面） ※タクシー事業者のみ
- ・代行業に基づく認定を受けたことを証明する書類 ※運転代行業者のみ
- ・事業所の所在地及び配置する車両数が確認できる書類 ※タクシー事業者・運転代行業者のみ

### (3) 申請方法

感染症拡大予防のため、郵送による申請にご協力をお願いいたします。（窓口も可）

<宛先>

〒311-1392 東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275

大洗町まちづくり推進課 事業推進係 宛

## 5 問い合わせ先

大洗町まちづくり推進課事業推進係

電話：029-267-5109（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

FAX：029-266-3084

e-mail：machidukuri@town.oarai.lg.jp